

安保菅沼定盈考

長谷川 典明

はじめに

最近話題になったN・H・Kテレビの大河ドラマに新田次郎原作「武田信玄」がある。(昭和六十三)。この中で信玄最後の城攻めとなつた「野田城攻め」があつたが、この野田城の城主に「菅沼定盈」という人物が登場する。

この人物はやがて、天正十八年(一五九〇)徳川家康の関東入国に伴い関東へやってくることになる。

しかし、関東知行割に関する多くの文献を見ると関東での「菅沼定盈」については、名前はあるが多くは語られていない。

旧「埼玉県史」(埼玉県・昭和十一年)を見るところのように記されている。

「縣内の枢要地に重臣の適材を選んで封地を与える、城地の守備に当たらしめたものは川越城の酒井河内守重忠以下左記九人がある。

川 越 城 (入間郡) 酒井河内守重忠 一万石
松 山 城 (比企郡) 松平内膳正家広 一万石



菅沼定盈肖像画 (新城市宗堅寺蔵)

八幡城	(見玉郡)	松平玄蕃頭家清一万石
本庄城	(見玉郡)	小笠原掃部助信嶺一万石
深谷城	(大里郡)	松平源七郎康直一万石
騎西城	(北埼玉郡)	松平周防守康重二万石
忍城	(〃)	松平主殿助家忠一万石

羽生城（〃） 大久保治部少輔忠隣二万石
岩槻城（南埼玉郡） 高力河内守清長二万石

として九人が挙げられているが、この中に菅沼定盈の名前は見えない。
一方、旧「群馬県史」（群馬県教育会・昭和二年）を見ると阿保藩として次のように記述されている。

〔阿保藩 菅沼 家紋は六針（釘カ）抜

上州阿保 加除封録に新田郡阿布とあり。然れども其所在不明。
今武州足利郡丹生村大字に元阿保という地あれど、此地は元新田郡の地とも思われず。旁未攷のままです。」
とある。菅沼定盈を登場させたが「加除封録」の記述が「新田郡阿布」とあつたため場所が確定できなかつたようである。

このように「菅沼定盈」は一万石の支配地を与えていながら、上州武州の国境をさまよい歴史文献上にあまり登場していない。その理由は、どうやら文献によつて知行地の記述が一樣でなかつたことに一因があると思われる。

七) で武藏と上野に關係する一万石以上の者だけ挙げてみると次のようになる。

十萬石	武州忍城	松平福松丸忠吉
十二萬石	上州箕輪城	井伊兵部少輔直政
十万石	上州館林城	神原式部大輔康政
三万三千石	上州厩橋城	平岩主計頭親吉
三万石	上総(州)宮崎城	奥平美作守信昌
三万石	同州藤岡城	松平新六郎康貞
二万石	上州鳴門	石川左衛門太夫康通
二万石	上州白井城	本多彦次郎康重
二万石	同州大胡	牧野右馬允康成
二万石	上州吉井	菅沼大膳太夫正家
二万石	武州城(騎)	西松平周防守康重
二万石	武州岩付城	高力河内守清長
一万二千石	武州奈良之利(梨)	羽生蛭川諫訪安芸守頼忠
一万石	武州忍城	松平主殿助家忠
一万石	武州川越城	酒井河内守重忠
一万石	武州羽生	菅沼新八郎忠(定)盈
一万石	上州安生	大久保治部少輔忠隣
一万石	武州東方	本名戸田松平孫六郎康長
一万石	上州那波	松平源次郎家秉
一万石	武州八幡山	松平与次郎家清

一 「菅沼定盈」の文献上の記述

(ア) 「天正慶長諸大名御旗本分限帳」と菅沼定盈

あらためて「天正十八年三千石以上分限帳」(国立公文書館内閣文庫蔵「天正慶長諸大名御旗本分限帳」・「埼玉県史」資料編十

一万石

武州松山

松平内膳正家広

一万石

武州深谷城

松平源七郎康直

一万石

上州本庄城

小笠原掃部頭信嶺

「菅沼忠（定）盈」「上州 安生」とあり、「小笠原信嶺」と同様に「上州」と記されている。

(イ) 「寛政重修諸家譜」と菅沼定盈

「寛政重修諸家譜」を見ると、

「天文十一年（一五四二）野田に生る。今川氏真に属し永禄四年（一五六二）東照宮（徳川家康）、氏真と矛盾にをよびたまふのとき、東三河の諸さぶらひ多く氏真に属すといえども、定盈をよび田峯の小法師某、設楽越中守貞道、長篠の左衛門尉貞景、西郷弾正左衛門正勝等御麾下にしたがひたてまつる。」

「十八年小田原陣のときも供奉す。この年関東にいらせたまふのうち野田を改め、上野国阿保にをいて一万石の地をたまひ、牧野民部成行を定盈に附屬せらる。その後致仕し、阿保に住す。のち又伊勢国長島にうつる。慶長五年関原の役には、江戸御城の留守居番をつとむ。九年七月八日長島にをして卒す。年六十三」とある。

(ウ) 「菅沼家譜」の記述

ここでは「上州阿保」となっている。

「菅沼家譜」（旧新城城主菅沼家藏本・延宝五年本）によると

「一 小田原御陣定盈供奉此年依命所替于上州阿保

一 天正十八年関東御国替之時以彦坂小刑部元正被尋野田所領分

限此時定盈東三河西三員大身也雖然恐謀厄重与元正相議取領三千貫言上却本地三倍賜采知一万石上州阿保取替自此時家禄大減家來離散遠州大瀬牧野民部成行 松下加兵衛之綱カ從弟

自昔年頭食邑千石然依有太閤秀吉公之憎被附定盈

一 定盈於阿保隱居讓家督於嫡子新八郎定仍関ヶ原御陣時定盈依為隠居不供奉留守江戸城慶長九年七月十八日於勢州長島卒行年六十三 於洞谷山幸春院ニ葬ル此後改メ号スニ幸雲山宗堅寺法名勝徳院長翁宗堅居士導師門的伝安（新城市誌資料「菅沼家譜・旧半原藩事蹟及從五位安倍信発家譜」より）とあり、ここでも「上州阿保」である。

(エ) 「徳川実紀」と菅沼定盈

「徳川実紀」も「寛永系図」・「寛政重修諸家譜」からとして「関東に入らせ給ふのち野田をあらため。下野国阿保にて一万石たまはり。其後致仕して子定仍に家ゆずり阿保にありしが。庚子の乱には別の仰を蒙り江戸の城を留守し。慶長六年定仍に伊勢国長島の城給はりしかば。定盈も長島にうつりすみ。けふ六十三歳にて卒せしなり。」

るう

(オ) 「新編武藏風土記稿」と菅沼氏

のに阿保、或は阿部英保などと書きしもあり、通音なればなるべし」
とある。

元阿保村の項に

「御入国後は菅沼織部知行せしに、慶長九年上りて御料所となり、」

とあり、「菅沼」という名前は記述されている。

以上のように、「新編武藏風土記稿」以外は「天正慶長諸大名御旗本分限帳」・「菅沼家譜」・「寛政重修諸家譜」・「徳川実紀」といずれの記述も「上州菅沼定盈」としている。

二 「上州安生」とはどこか

文献や史料を頼りに「上州安生」とはどこかを一度考えてみたい。

(ア) 「安生」とはどこか

まず旧「群馬県史」が考えた「武州児玉郡丹生村大字に元阿保」とある「元阿保」についてしらべみると、現在の群馬県と接する埼玉県の北西の端に「埼玉県児玉郡神川町大字元阿保」がある。

「新編武藏風土記稿」(芦田伊人編・昭和四)によれば

「元阿保村は安保郷丹の庄に属し、江戸より二十四里を隔つ、当所は安保郷の名の由て起る処なれば元阿保と唱ぶるならんといへり、按に安保は古き地名にて、家号にも用いたり、中古のも

「安生」は「阿保」「阿部」「英保」や「安保」「阿布」などとも書かれ、「アブ」「アボ」などと読んだようである。

「安生」は「アブ」と読める。「アボ」が「アブ」となまり、そのまま「安生」と書き記されたものと考えられる。

地元では「アブ」という発音をしばしば聞いている。

子供の頃小学校で

「危ないぞ」

「危ない。アブ無い。アブが無ければシケンが見えるよ。」

などと遊んだものである。

「アブ」とは勿論「元阿保」で、「シケン」とは「四軒在家」のことである。これらの位置関係を示すと遊んでいる小学校は「関口」で、その北側に「元阿保」があり、その先が「四軒在家」である。関口からは元阿保が無ければ四軒在家が見えるはずだというわけである。どうやら「安生」は「阿保」でよさそうである。

つぎは「阿保」に「元」がついた理由について考えてみる。

元阿保には「文化十一年村鑑明細帳」(神川町元阿保・茂木賀氏蔵)

がある。その中に

「当村之儀阿保郷と唱來候處慶長九甲辰年御縄打御水帳ニ安保と被遊御認メ候元之字之義同郡之内阿保と唱候小村茂有之故阿保

と計相用候得者紛敷元村と御座候故中興百六七拾年元字加元阿保村元安保村兩様御認メ来候」（小野文雄編「武藏国村明細帳集成」昭和五十二より）
とある。「元」と付けたのは、隣の賀美郡安保町村と区別するためであつと言ふものである。

また表記は、「安保」か、それとも「阿保」かについても両方を使つてゐたようであり、現在は字名は「阿保」のほうをとり「元阿保」としてゐる。

もう一つの「阿保」とは現上里町大字三町である。「三町」は明治九年に安保町村、長浜町村、横町村が合併したものである。

以上のことから、「安生」は「阿保」を指すものであり、現在の「元阿保」と考へる。

つぎは「元阿保」がなぜ「上州」なのかを考える。

(イ) 「上州」とは

もともと元阿保村は生活圏もほとんど上州（群馬県側）にあり、

区分の難しいところである。元阿保の隣村である「四軒在家村」の

松原家文書（神川町松原辰雄氏所蔵埼玉県立文書館寄託）をみると四軒在家村の割元名主は上州東平井村（現群馬県藤岡市）となつてゐる。また、近世この地方（賀美郡）の土産として「蚕 煙草 安保領多く出す、江戸にて上州煙草と号するものに此の地の産多し」と「新編武藏風土記稿」には記されている。

現在は神流川で埼玉県と群馬県は明確に区分されているが、天正期に現在のような状態であつたとは言い切れない。地形的にも元阿保村は神流川扇状地の中流にあり、神流川の流路は古来しばしば変わつてきている。近世の記録でも流路変更に伴う国境紛争が度々起つてゐる。（「新編埼玉県史資料編十三」・安政二、流路変更二付武州上州地境出入返答書）

隣村の肥土村などは神流川の中洲であり、かつては上野国に属していたのが元禄十五年に武藏国へ所属変更になつてゐるほどである。

（神川町「高橋家文書」元禄絵図）

梅津一朗氏は、古くは神流川の流路が元阿保村の近くを流れいた痕跡を航空写真から見ることができるとしている（梅津一朗「武藏国賀美郡安保氏館現地調査報告」昭和五十五年）。

前記分限帳でも菅沼定盈だけでなく、本庄城の小笠原信頼も「上州」となつてゐるほどで、これらのことから、近世前期まではこの地域を「上州」とよんでも不思議ではないし、唐突な表現でもないといえる。

だが、「元阿保」が「上州」としても、なぜ「新田郡」（加除封録）という地名が出てきたかは疑問が残る。旧「群馬県史」は「新田郡」に「阿保」はないという理由で「阿保藩」が確定できなかつたとしているが、あえて推定すれば、この考え方は安保氏関係の長楽寺文書に因るのではないかろうか。

（寄進 世良田長楽寺

武藏国賀美郡内長浜郷 安保中務丞跡 事

右、守先例可被致沙汰之状、依仰奉寄如件

觀心二年九月二十一日

散位藤原朝臣（花押）

（長楽寺文書）

伊藤一美氏は、長楽寺は「群馬県新田郡尾島町世良田にある天台宗寺院」であり、「児玉郡長浜郷」は「埼玉県児玉郡上里町長浜」としている。（武藏武士団の一様態—安保氏の研究—（昭和五十六））

「加除封録」の記述は、この長楽寺所領に寄進された安保領があることから「安保」を「新田郡」としたのかもしれない。そう考えれば「新田郡安保」をいう表現もありうることである。
つぎには菅沼定盈という人名から元阿保との関係を調べてみる。

三 安保の菅沼定盈

元阿保にある、前記文化十一年の「村鑑明細帳」（神川町元阿保・茂木賢氏蔵）には

「御支配様御地頭様御姓名

名主役名前

菅沼織部様

天正十八年閏東御入国之節

誰相勤申候哉相知不申候
吉祥院境内二三ヶ年御住居

夫々元阿保村鍛冶屋敷江御引

越被遊候而阿保領八千石忍
領内二千石慶長九甲辰年迄

御領分之由申伝候
(小野文雄編「武藏国村明細帳集成」昭和五十二)
と菅沼定盈の安保支配を明記している。

この内容を調べてみると、まず「天正十八年」の「菅沼定盈」については、前記「天正慶長諸大名御旗本分限帳」（国立公文書館内閣文庫蔵）をはじめとして各種の記録に見られる徳川家康関東入国への随行はまず間違いなかろう。

また「吉祥院」は「新編武藏風土記稿」では「阿保山真光寺と号す、寛永年中寺領三〇石の御朱印を附られ、当院は安保太郎実光・

同肥前守忠実二人の起立なり。」と記されている。現在の児玉郡上

里町の「吉祥院」（真言宗智山派・上里大字大御堂一一五一）である。

次に、「元阿保鍛冶屋敷」であるが現在地名としては特に遺されてはいないが、地元の伝承地で安保殿古城跡の南約三〇〇メートルに所にある。

このように「村鑑明細帳」に記述されている内容はほぼ元阿保村付近で推定することができる。

では、なぜ元阿保という場所が菅沼定盈の支配地になつたのだろうか。ここには「阿保殿古城跡」（「新編武藏風土記稿」）と呼ばれるところがある。ほぼ安保氏の館跡と考えられている。

武井尚氏は、安保氏とは「丹党新里恒房の子実光（さねみつ）」が賀美郡阿保郷（神川町阿保あたり）に居住して、安保氏を名乗つたことにはじまる。実光は治承・寿永の内乱の勳功として播磨国須富

莊（兵庫県加西市）などを得たが、そのほか播磨国守護にも短期間ながら任じられたといわれる（佐藤進一「増訂鎌倉幕府守護制度の研究」）。安保氏は、本領を中心に武藏のみならず、国外にもいくつかの所領を得ており、国外に発展する契機をもつていたにもかかわ

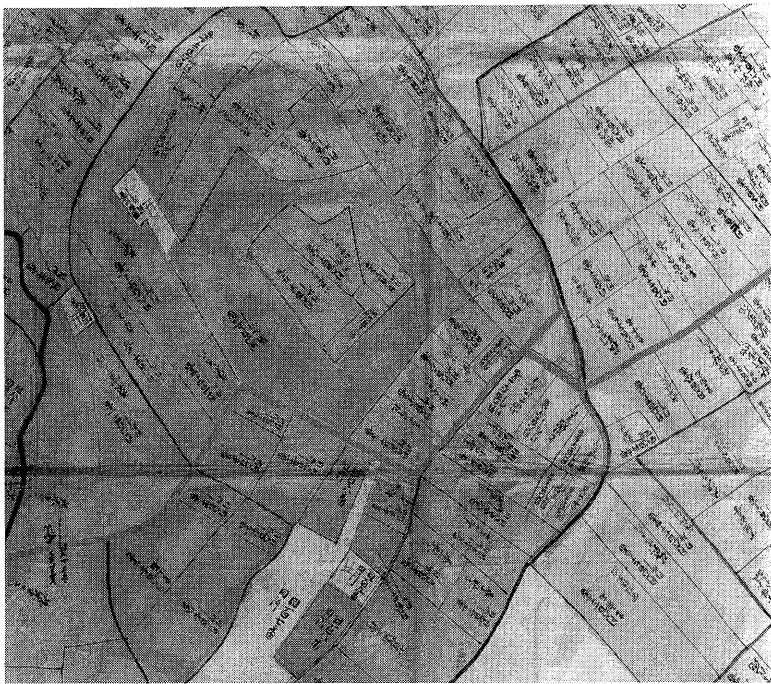


写真 安保氏館跡（地籍図 神川町吉田家文書）

らず、一部の庶流はともかくとして、実員の子息泰実、実員の二流は南北朝、室町時代に至り、武藏国人として活躍するなど、本領を離れることなく武藏国内で大きく成長していったのである。」としている。

（「新編埼玉県史通史編二中世」昭和六十三により）

この中世武藏武士の丹党安保氏の地であるとともに、ここは鎌倉街道沿いであり交通の要所であったため菅沼定盈が配置されたようである。

前記旧「埼玉県史」ではその点を「此等の諸氏は何れも徳川氏の一族若くは三河以来の譜代の旧臣にして多年の辛労が報いられ一城の主と為つたのである。而して上記の諸城は何れも其の造築古く、北条氏の頃に活動せしもので、川越・忍・松山の三城は小田原役に於ても儀呼として防備されたもので、規模の壮大にして枢要の地を占むるは啼に県下の於ける名城たるのみならず、広く世にしらるゝ所である。」としているが、安保も御嶽城と一緒に考えるところに匹敵する場所と考えられる。

例えば、合戦としては延元二年（一三三七）十二月十六日、奥羽から南下した北畠頼家と足利勢の戦った「安保ヶ原合戦」（国魂文書・「新編埼玉県史資料編五」）がある。

また近くの御嶽城では、天文二十一年（一五五二）城主阿保信濃守泰広と北条氏康の戦い（宇高良哲・埼玉県史研究第22号「安保氏の御嶽落城と関東管領上杉憲政の越後落ち」）や、永禄十二年（一五

六九) の北条氏邦と武田信玄・長井政実の戦い(太田文書・「新編埼玉県史資料編六」武田信玄書状写)などで知られている。

これらのことから「阿保(安生)」へ徳川家康の配下の菅沼定盈が来ても不自然な所ではないと考えられる。

四 菅沼定盈とはどんな人物か

(ア) 野田の定盈

この「菅沼定盈」の人物像について「寛政重修諸家譜」や「菅沼家譜」によりたどってみるとつきのようになる。

菅沼定盈

竹千代 新八郎 織部正 従五位下 母は忠定が娘

天文十一年(一五四二) 野田(愛知県)に生る。

永禄四年(一五六一) 徳川家康にしたがい今川氏真と戦う。

天正元年(一五七三) 野田城にあって、武田信玄と戦う、翌年

三月落城。しかし、後に山家三方の人質と交換で家康のもとへ帰る。

天正二年(一五七四) 大野田で武田勝頼の先導小笠原掃部大輔 信峰(信嶺か)らと戦う。

天正三年(一五七五) 武田勝頼、奥平九八郎信昌らが築く長篠城を包囲する。定盈、勝頼攻撃の先導を勤める。

上杉謙信から誓約書を受ける。

天正十二年(一五八四) 小牧の役に戦功をあげ、感賞を受ける。

十月十六日小幡城を守る。

天正十八年(一五九〇) 小田原に供奉する。その年牧野民部成行を伴い安保に一万石の地を賜る。

慶長五年(一六〇〇) 関ヶ原の戦では、致仕していたため江戸城の留守役を勤める。

慶長六年(一六〇一) 六月 定仍が新しく一万石を加えられ伊勢長島城を賜る。

中村孝也氏は「菅沼氏は三河額田郡菅沼郷の地方豪族であった。美濃の土岐の庶流といはれる。菅沼郷は今の南設楽郡の西北隅の山地にある菅沼村である。祖先に関する所伝は区々にして真相が明らかでないが、伊賀守資長(或は信濃守定直友)のとき松平親氏に属し、子孫繁茂して、田峯(段領、今北設楽郡)、長篠・野田等に分かれたといふことである。田峯・長篠・作手(つくて)を山家三方といひ、いづれも菅沼氏の領内にあつたといふから、菅沼族は東三河の北部山岳地帯の南北設楽郡に跋扈した雄族であり」(中村孝也著「当代記」(内閣文庫蔵)によれば、「天正元癸酉王春、武田信玄於浜松野越年、同三日井平ヲ通、三川野田に押寄被相攻、彼城三月十

主同何モ吉田に被送遣」（「大日本史料」より）とあるこの戦いが、

信玄最後の城攻めとなつたということで有名である。落城してもなお生き延びたのは「大権現へつかひをもつて申しけられたまひ、二千騎の兵を相そへ、人質ををくりたまふ、信玄も又二千騎を相そへ、定盈ををくりて、川中洲において、たかひに是をとりかへす、其後定盈、ふたたひ野田の城にかへり住む」（「寛永諸家系図伝」ということによる。

また、関東入国に際してはつぎのような話も残されている。

「天正十八年関東御国替之時以彦坂小刑部元正被尋野田所領分限此時定盈東三河両三員大身也雖然恐課厄重与元正相議取領三千貫言上却本知三倍賜采知一万石上州阿保取替自此時家禄大減家来離散遠州大瀬牧野民部成行松下加兵衛之綱カ従弟自昔年領食邑千石然依有太閤秀吉公野憎被附定盈」

とあるが、その間の事情は良く分からぬ。

定盈と牧野民部成行の関係は「菅沼家譜」によれば「定盈妹 牧野民部成行妻」となつてゐる。

（イ） その後の菅沼氏

「長島町史」（三重県桑名郡長島町教育委員会刊）によれば「福島正頼の後慶長六年（一六〇一）六月、菅沼定仍が上州阿布から長島に移封されて、長島城に入つた。」とある。

前記の村鑑明細帳の「慶長九年迄御領分」という記述と三年の間隔があるが、「徳川加除封禄」によれば定盈には、「一萬石從五位菅沼織部正定盈、居邑上野国新田郡阿布、慶長六年二月朔日、関ヶ原役の軍功を以て、一万石加賜せられ封を伊勢国に移され、長島城を治む」とあり、その子定仍については「寛政重修諸家譜」に「（慶長）六年六月新恩を加えられ、阿保をあらためて伊勢国長島城を賜い美濃国各務、池田、安八三郡尾張国 海西郡等のうちにおいてすべて二万石を領す。」とあることから、慶長六年に長島へ親子共に移つたと考えるのが妥当のようである。

その後、菅沼定仍（さだより）は、定盈没後一年あまりの慶長十年（一六〇五）十月二十五日に三十歳の若さで没した。定仍が若くして亡くなつたため、定盈の六男定芳（さだよし）があとを継ぎ、元和七年（一六二一）八月十八日近江国膳所城へ移り、近江国栗本郡・滋賀郡に三万一千石へ加増された。翌元和八年（一六二二）菅沼宗家、菅沼伊賀守定重に嗣子が無いので「六釘抜」の紋を譲り受け菅沼の正統となつた。やがて寛永十一年（一六三四）一万石を加えられ丹波亀山に移り、桑田・船井・水上・天田・多氣の五郡のうち四万一千石余の領地を支配する。寛永二十年（一六四三）正月、五十七歳で没した。その子定昭（さだあきら）が寛永二十一年三月二十六日遺跡を継ぎ、三万八千石を領し、二千石を弟主水定実（さだざね）へ、一千百石を主税定賞（さだよし）に分け与えた。正保四年（一六四七）九月亀山で没した。二十三歳で没し嗣子が無いため

に封地をおさめる」となった。

しかし、普代の旧家ということで定実、定賞の弟たちに旧領三河国の中に一〇・〇〇〇石を賜る。采地を納め改めて定実が三河国設楽郡に七・〇〇〇石を賜り、寄合となり新城に住んだ。水野氏の後を受けて新城の支配者となつた菅沼氏は定実から十一代づき、定長のとき明治維新を迎えている。

菅沼氏の支配を「菅沼家譜」(新城市教育委員会編「新城市誌五」)によつてみると

在城地 期 間

当主

三河国野田	永正元年（一五〇四）～天正十八年（一五九〇）
上野国阿保	八十六年間 定則・定村・定盈
伊勢国長島	天正十八年（一五九〇）～慶長六年（一六〇一） 十一年間 定盈・定仍
近江国膳所	慶長六年（一六〇一）～元和七年（一六二一） 二十年間 定仍・定芳
丹波国龜山	元和七年（一六二一）～寛永十一年（一六三四） 十三年間 定芳・定昭
三河国新城	寛永十一（一六三四）～正保四年（一六四七） 慶安元年（一六四八）～明治二年（一八六九） 二百二十一年間 定実再興、十一代定長

となるが、以上の考察から菅沼氏については
安保（現神川町） 一万石 菅沼定盈
であったといえる。

あとがき

昭和五十五年度埼玉県長期研修教員として埼玉県文書館一年間の研修を行つた際、「神流川流域用水史の研究—九郷用水安保領用水を中心として」の中で「菅沼定盈」は「元阿保」としたが、それ以来神川町誌の関係で秋山英二氏、引田章臣氏と一緒に資料収集を続けてきた。

ちょうど昭和五十五年ころ神川町役場へ菅沼氏について調査している人が来たという話を担当の秋山氏（当時は神川村）から聞いていたが、最近秋山氏から大原紋三郎著「新城歴史ばなし」（昭和六十三）を紹介され、びっくりした。新城市と神川町との菅沼定盈を通しての不思議な縁を感じながら、大原氏の著作に元気づけられ、現在までの調査結果を重田正夫氏、武井尚氏、大原紋三郎氏・新見良文氏の御協力を頂きまとめた次第である。

資料もまだ少なく、疑問点も多々あるが現時点での考え方の一つとして提示したので、各位の御教示、御鞭撻を頂ければ幸いです。